

## 給付型奨学金制度の創設に向けた取組状況について

### （中間報告）

#### 1 制度創設の趣旨

現在、我が国では、実に6人に1人の子どもが普通の生活水準の半分以下の所得水準での生活を余儀なくされている状況にあります。一方、高等教育への進学に係る費用については、所得の多寡にかかわらず相当の額が必要とされるため、低所得世帯ほど所得に対する進学費用の割合が高く、その経済的負担が重くのしかかっています。このような状況の中、家庭の経済状況にかかわらず、学ぶ意欲と能力のあるすべての子どもたちが、質の高い教育を受け、能力や可能性を最大限伸ばし、それぞれの夢に向かって生きていくことのできる社会環境の構築が必要です。

奨学金制度のあり方につきましては、これまで藤沢型地域包括ケアシステムの構築に向けた専門部会の中で様々な視点から検討してまいりましたが、生まれ育った環境に左右されることなく、教育の機会均等が図られるよう、奨学金制度を実施するものです。

#### 2 奨学金の給付方法

日本学生支援機構が行っている奨学金など、現在、既にいくつかの奨学金制度が運用されておりますが、その多くは奨学金を貸し付け、返済がともなう「貸与型」になります。近年、この貸与型の奨学金を利用した学生の中には、不況や非正規労働などが原因で奨学金の返済ができず、自己破産に追い込まれるなど、返済が大変重荷になっている状況があります。

こうした状況から本市におきましては、奨学金の返済をともなわない「給付型」の奨学金制度といたします。

#### 3 給付対象者

本事業の対象者については、藤沢市に1年以上住民登録があり、以下の条件にあてはまる方を対象といたします。

##### （1）世帯等の状況

- ①住民税非課税世帯の子ども
- ②生活保護受給世帯の子ども
- ③児童養護施設退所者

##### （2）成績要件

評定平均3.1以上

#### 4 対象とする大学等

本事業の対象とする学校については、学校教育法に規定する大学（6年制を含む）、短期大学、専修学校の専門課程（専門学校）とします。

#### 5 給付額等について

給付額については以下の金額を上限とし、奨学金は大学等の正規の修学期間内に給付します。

##### （1）給付額

- ①入学準備奨学資金（入学金相当） 1回 300,000円以内
- ②学費奨学資金（授業料相当） 月額 60,000円以内

##### （2）返還

大学等を中途退学した場合には、奨学金の給付を打ち切ります。なお、中途退学した日以降に給付した奨学金については返還請求をいたしますが、既に給付した分については返還請求を行いません。

#### 6 給付対象者の選考

給付対象者については、二次審査まで実施し、学業に対する意欲や世帯の状況等を確認の上、選考します。

- （1）一次審査・・・・・・世帯状況の確認、本人の成績、小論文
- （2）二次審査・・・・・・面接

#### 7 藤沢型の支援について

給付対象となった子どもについては、入学時から卒業までしっかりとしたフォローが必要不可欠です。このことから、福祉部・子ども青少年部と連携し、3か月に1回程度面談を実施することにより、勉学や生活の状況を把握し、状況に応じた相談、助言を行います。

#### 8 開始時期（案）

平成30年度4月入学生から給付を開始します。（平成29年度予算）

<スケジュール案>

平成29年度					平成30年度				
4月	6月	9月	12月	3月	4月	6月	9月	12月	3月
募集					前期分学費支払				
←→					←→				
選考					後期分学費支払				
←→					←→				
入学金支払									
←→									

以 上